

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 保険証（被保険者証）の一斉更新について

### 保険証が新しく、オレンジ色に変わります

現在ご使用の保険証の有効期限は、平成27年7月31日に満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中旬に新しいオレンジ色の保険証を送付いたしますので、お手元に届きましたら、オレンジ色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限 平成28年7月31日まで
- 保険証を紛失したり、保険証が汚れたときは、再交付いたしますので、町民課町民生活グループ医療保険担当までご連絡ください。

### 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）が新しく、ピンク色に変わります

現在ご使用の減額認定証の有効期限は、平成27年7月31日に満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は、保険証と同じく1年間です。

引きつづき交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証を送付しますので、8月1日からは、ピンク色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、町民課町民生活グループ医療保険担当まで申請してください。

- 減額認定証の交付対象：次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

住民税非課税世帯の区分Ⅰ・区分Ⅱの適用		自己負担限度額	
		外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。 ●世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方 ●老齢福祉年金を受給されている方		15,000円

- 減額認定証の有効期限 平成28年7月31日まで
- 減額認定証を紛失したり、減額認定証が汚れたときは、再交付いたしますので、町民課町民生活グループ医療保険担当までご連絡ください。

### 医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。なお、次回の発行は9月（平成27年1月～6月の医療費を対象）に行います。

#### ●新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または町民生活グループ医療保険担当へご連絡ください。（電話でのご連絡だけで手続きできます）

すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。この通知を受け取られたことにより、申請などの手続きをされる必要はありません。この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることができません。

お問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601  
町民課町民生活グループ（医療保険担当） ☎25-3577